

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第12号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

次のとおり伏見区役所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市伏見区東組町681番地

変更後の位置 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「伏見区東組町681番地」を「伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)